

別記様式第1号(第四関係)

田野畑村中央地区活性化計画

H31.2 重要変更

岩手県田野畑村

平成29年 2月 策定
平成31年 2月 変更

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	田野畑村中央	都道府県名	岩手県	市町村名	田野畑村	地区名(※1)	田野畑村中央地区	計画期間(※2)	H29～H33
-------	--------	-------	-----	------	------	---------	----------	----------	---------

目標:(※3)

「研修・農泊受入施設の整備と連動した菌床椎茸産地化促進による雇用の確保」

村では、認定農業者や農業者の組織する団体、特定法人等の農業経営の安定を図るため、主幹品目である露地ダイコンや施設園芸に次ぐ推奨品目の選定が急務になっていた。そこで、沿岸北部特有の「ヤマセ」気候にも適した菌床椎茸に着目し、岩手県内の菌床椎茸生産の先進地である県北地域の施設・機械の生産施設を参考としながら、平成21年度から平成23年度の期間において農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、菌床椎茸のブロック製造施設やハウスの整備等により産地化を促進し、雇用の場を創出してきた。

しかし、現在は回復基調にあるものの、東日本大震災による東京電力福島第一原発事故に伴う風評被害による販売単価の下落は、菌床椎茸の生産者に大きな影響を与えた。菌床椎茸生産現場においては、**いまだ風評被害が完全に払拭されたとは言えない**。また、震災以降村の第一次産業を取り巻く状況は悪化しており、特に農林水産業における担い手・後継者・雇用の場の確保により、青年層の流出を食い止めることが重要な課題となっている。

そこで、菌床椎茸等第一次産業の活性化のため、古民家を活用した研修や体験学習の受け入れによる交流人口の増加を図ることに伴い、産地や生産物の現状を知ってもらう取組を通じて、雇用の掘り起こしを図る。

一方で、雇用の受け皿となる菌床椎茸生産者については、受け皿となるためさらなる産地化の促進を図る必要があることから、菌床椎茸生産に係る施設・機械の整備による産地化の促進を図る。

本計画における具体的な事業内容は下記のとおりである。

第一に、村内の古民家を活用した農泊・研修受入れ施設を整備し、雇用や交流人口の増加を目的とした菌床椎茸生産の体験学習・研修の受入れを行う。

これは、菌床椎茸生産を担う第三セクター(株式会社サンマッシュ田野畑。以下、「サンマッシュ田野畑」という。)の工場の近隣にある古民家を活用するもので、昭和5年に建築され、昭和61年には所有者によって村に寄贈され、現在地に移築されたものの、有効活用されていない。そこで、この古民家に対し簡易な宿泊機能や研修受入れに必要な設備等を整備する。

整備した施設は、菌床椎茸生産者により職場体験や教育旅行等の体験学習・研修の受入れ(修学旅行生の体験学習、大学等の高等教育機関の実習等の受入れ、村内・近隣市町村児童・生徒等の第一次産業体験の受入れ)に活用し、都市部や若い世代との交流を通じて交流人口を確保し、潜在的な雇用の掘り起こしを図る。また、現在の古民家の位置は、**周囲を山林に囲まれておりアクセス性が良くないため、国道45号線沿いから容易に進入できるよう、進入路及び案内板を整備するとともに、施設利用者が村の山林を散策できるよう、散策道を整備する。また、古民家の敷地境界内において、工事車両搬入路を活用し、砂利敷による車両進入路整備及び犬走り、外灯(照明)の外構整備を行う。**

この取り組みについては、古民家を活用した農泊・研修受入れ施設の施工予定である平成31年度の前年度までに、地域住民、菌床椎茸生産者を含む農家、村及び関係機関を構成員とする地域協議会の設立による合意形成を図る。推進体制においても、協議会での合意形成と合わせ、指定管理者制度を活用し、村内において活動する法人・団体等を指定管理者とし、主として菌床椎茸生産等の農業体験・研修・農泊等の受入れのための体制を整備する。また、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定する村計画を、平成29年度内に策定する。

なお、事業の推進体制の構築にあたっては、各関係機関と連携し事業実施に必要な雇用の確保が確実に図られるよう取り組むことにより、整備された施設の継続的な事業展開と利活用を図る体制を構築する。また、農泊・研修受入れ施設実施の実施状況に係る地域住民、菌床椎茸生産者を含む農家、施設の指定管理者等に対する村の指導・監督の体制を確立する。

第二に、菌床ブロックの製造原料となる、チップ・オガ粉の供給体制を整備する。

村内では、菌床椎茸の生産に用いる菌床ブロックの製造については、**村の菌床椎茸生産を担うサンマッシュ田野畑が製造し、70%以上を村内の菌床椎茸生産者に供給している。しかし、菌床ブロックの製造原料であるチップ及びオガ粉については、他県からの供給に頼っており、村内の優良な林業資源が活用されていないのが現状である。そこで、村及び林業者を中心に構成される第三セクター(株式会社田野畑クラフト。以下、「田野畑クラフト」という。)に対し、菌床ブロックの製造原料であるチップ・オガ粉の製造施設及び製造機を整備し、林業者雇用の増加と、林業者と農業者の連携を図る。**

第三に、菌床ブロック製造及び菌床椎茸生産を事業とする第三セクターに対し、菌床ブロック製造施設及び菌床椎茸生産施設並びにバック機を整備する。

サンマッシュ田野畑は、村の菌床椎茸生産を担う第三セクターである。菌床椎茸生産に必要な菌床ブロックを製造し、70%以上を村内の菌床椎茸生産者に供給している。一方で、自社においても製造した菌床ブロックを利用して菌床椎茸の生産を行っている。しかし、**原材料の一つであるチップ及びオガ粉を他県から調達しており、調達コストの上昇と入手の困難さが製造コスト上昇の一因となっていることや、一部生産施設の不足による菌床ブロック供給能力に限界があり、十分に需要に応えることが難しい場合もあり、自社の菌床椎茸生産を休止して村内生産者向けの菌床ブロックの製造に充てている。そのことにより椎茸の販売額の減少を招き、雇用の不安定化につながっていることから、これらの課題を解決するため、菌床ブロック製造施設(培養ハウス)及び菌床椎茸生産施設(発生ハウス)の整備に取り組む。この際、菌床ブロックの製造原料であるチップ及びオガ粉は、第二の取組で掲げた田野畑クラフトによる村産材を活用することにより、農業者と林業者の連携を図る。**また、サンマッシュ田野畑は、村内の菌床椎茸生産者から、菌床椎茸の一部のバック詰め業務を請け負っており、施設整備により菌床ブロックの供給能力が改善されることによる受注量の増加に対応するため、バック機を整備する。これらの取組により、村内の雇用の創出を図る。

最後に、農業法人に対し、菌床椎茸生産用の空調施設の整備を図る。

村内の農業法人(株式会社田野畑農産)では、村内の菌床椎茸生産の産地化を推進するにあたり、平成21年度から平成23年度の期間において農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用する際、県内の先進地である県北地域の施設・機械の導入事例を参考にしたが、ヤマセに代表される夏季冷涼な気候が菌床椎茸生産に有利な環境であり、先進地である県北地域においても空調は導入されなかったことから、空調設備の導入を抑制しながら事業展開してきた。

しかし、菌床椎茸生産に取り組み始めてから、特に夏季における温度管理の徹底が菌床椎茸の収量・品質確保に大きな影響を与えることが明らかになった。また、同様の理由により先進地においても後から空調を導入していることがわかった。

そこで、先進地に倣い菌床椎茸生産において温度管理に効果を発揮する空調設備を導入することにより、菌床椎茸の収量及び品質の向上を図ることにより販売額の増加を図り、村内の雇用の創出と安定を図る。

具体的な計画目標は以下のとおりとする。

潜在者数及び宿泊者数については、計画区域内において交流施設等がないことから、古民家を活用した農泊・研修受入れ施設における入場者数及び宿泊者数により目標を設定する。平成32年度から平成34年度の3年間で、938人(うち宿泊は377人)の入場及び又は宿泊を図る。

地域産物の販売額の増加については、平成32年度に販売目標額**470,900,402,111千円**の達成に取り組むこととし、菌床椎茸にあつては過去3年間(平成25年度から平成27年度)の平均189,105千円に対し、平成32年度から平成34年度の3年間で平均267,871千円(過去比141.65%)、菌床ブロックにあつては過去3年間(平成25年度から平成27年度)の平均86,011千円に対し、平成32年度から平成34年度の3年間で平均120,803千円(過去比140.45%)、椎茸バック詰めを受託販売にあつては過去3年間(平成25年度から平成27年度)の平均11,765千円に対し、平成32年度から平成34年度の3年間で平均13,237千円(過去比112.51%)、**チップ及びオガ粉の販売額については、平成32年度から平成34年度の3年間で平均56,049千円(皆増)**に取り組む。

雇用者数の増加については、平成27年度時点の事業実施主体の雇用人数**4845人**(うち常用雇用**2018人**。)を100とした場合、平成34年度に**352%増の6658人**(うち常用雇用**2923人**。)まで雇用の増加を図ることとする。

目標設定の考え方

地区の概要:

本村は岩手県沿岸北部に位置し、海岸部は典型的な隆起海岸状を呈しており、これに連なる西部は溪谷を挟んで台地状となっているが、内陸部に入るに従い起伏が多くなり山岳状を形成している。
北上山系に位置している村土は東西16.8km、南北14.8km、面積156.19km²となっており、森林・原野が86.9%と村土の大半を占めており、農地はわずかに6.2%と少なく、典型的な中山間地域である。
気象条件は海の影響を受けることが多く、北東からの風の影響により年間平均気温10.7℃と比較的冷涼である。また、平均降水量は1,450mm以内で、積雪は北西部の山岳地帯を除き、1m程度で根雪期間は12月下旬から3月上旬までとなっている。ただし夏季においては従来沿岸特有のヤマセ気候により夏季冷涼であったが、近年では気温が上昇傾向にあり、平成21年度時点と比較して6月～8月の期間、1～2℃気温が上昇しており、菌床椎茸の生産に悪影響を与えている。
村内では酪農業が盛んに行われ、村の農業生産額の4割を占める。園芸では夏秋ダイコン、ピーマン、雨除けほうれん草の生産が盛んであるほか、震災以降はブロッコリーの生産が拡大している。ホウレンソウでは特定法人貸付事業により建設業者が農業参入するなどし、個人農業者の高齢化が進む中でも園芸生産額は増加傾向にある。

現状と課題

園芸産物の生産額は、近年、大規模な担い手の育成や新規就農、建設業者の農業参入、ブロッコリーの生産拡大により震災直後の低迷から脱し、増加傾向にある。一方、小規模な農業者は高齢化や後継者の不足により生産規模の縮小や離農が顕著になっている。畜産においては平成26年に大型の新規参入があり、増加傾向にある。特用林産物は震災直後に風評被害の影響を受け単価が大幅に下落したものの、生産者の経営努力により回復基調を見せているが、近年の夏季の気温上昇に伴い、夏季の収量・販売額低下を周年で補うことができない事態が生じており、雇用の維持が課題となっている。
また、建設業においては震災復興事業関連の受注により現在は好況であるものの、今後震災特需の終息に伴う雇用の維持が課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化や後継者不足が進展し、震災による就業機会の減少が見られるなか、本村では菌床椎茸栽培による所得の確保や雇用の維持拡大を目指す農業者団体や第三セクターに対し、県単独事業等を活用した比較的小規模な施設・機械整備の導入を支援し、産地の維持と品質向上が図られるよう取り組む。
また将来の展開として、ハウス栽培より比較的栽培の容易な小型コンテナを利用した菌床椎茸の栽培の推進を通じ、比較的就農経験の浅い個人の農業経営体や新規就農希望者の農業雇用の増加を図ることとし、以て定住人口(U・Iターン)の増加を図る。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
田野畑村	田野畑村中央	生産機械施設(特用林産物生産施設)	株式会社サンマッシュ田野畑(第三セクター)	有	イ	
田野畑村	田野畑村中央	生産機械施設(特用林産物生産施設)	村	有	イ	田野畑農産株式会社
田野畑村	田野畑村中央	生産機械施設(特用林産物生産施設)	株式会社田野畑クラブ(第三セクター)	有	イ	
田野畑村	田野畑村中央	地域資源活用総合交流促進施設(廃校・廃屋等改修交流施設)	村	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

田野畑地区(岩手県田野畑村)	区域面積(※2)	15,619ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積15,619haのうち、経営耕地面積が420ha(平成27年農林業センサス速報値)、森林面積が13,517ha(H19-H29田野畑村森林整備計画)、合計13,937haが全体の89.2%を占め、人口3,461人中475人(人口:平成27年度国勢調査速報値。農業従事者:平成27年農林業センサス)、13.7%が農林漁業従事者である。また、全就業者数に対する農林漁業従事者の割合は25.8%である。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(H22→H27で9.9%減少:平成27年度国勢調査)、高齢化(高齢化率36.3%:平成27年度住民基本台帳データ)、第2次産業で建設業以外の就労の場が少ないことによる青年層の流出等を勘案すると、農林水産業による就労の場を確保し、地域活性化を推進する必要がある地域である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域の人口は3,461人(平成27年度国勢調査)、人口密度は22.2人/km ² となっており、都市計画区域も有せず、市街地を形成している区域はない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

第1評価指標「滞在者数及び宿泊者数の増加」については、3年間の滞在者数及び宿泊者数が目標値を上回ることにより目的が達成されたこととし、農林水産体験交流施設の入り込み客数統計データにより評価する。

第2評価指標「地域産物の販売額の増加」については、3年間の販売額が目標値を上回ることにより目的が達成されたこととし、特用林産物生産者の決算データを取得し評価する。

第3評価指標「雇用者数の増加」については、雇用者数が目標値を上回ることにより目的が達成されたこととし、特用林産物生産者の雇用状況について資料提出を依頼し、資料に基づき評価する。これらを有識者(岩手県立大学教授等)が評価会の開催により達成状況进行评估する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。